〔改正後全文〕

府子本第４７４号
平成２８年７月２０日
第一次改正　府子本第２８１号
平成２９年４月１８日
第二次改正　府子本第７６９号
平成３０年８月１０日
第三次改正　府子本第２４９号
平成３１年４月１日
第四次改正　府子本第４４８号
令和元年９月６日
第五次改正　府子本第６５８号
令和元年１１月２５日
第六次改正　府子本第２１９号
令和２年３月１０日
第七次改正　府子本第６０９号
令和２年５月２０日
第八次改正　府子本第６７０号
令和２年６月１９日
第九次改正　府子本第９０９号
令和２年９月２４日
第十次改正　府子本第６４号
令和３年１月２８日
第十一次改正　府子本第３３３号
令和３年４月１日
第十二次改正　府子本第８２０号
令和３年７月２９日
第十三次改正　府子本第８６１号
令和３年８月２４日
第十四次改正　府子本第９３１号
令和３年１０月１日
第十五次改正　府子本第６５号
令和４年１月２７日
第十六次改正　府子本第１４６号
令和４年２月１８日
第十七次改正　府子本第４２９号
令和４年４月１日
第十八次改正　府子本第７１８号
令和４年６月２４日
第十九次改正　府子本第８９６号

令和４年１０月２０日
第二十次改正　府子本第１００４号
令和４年１１月２９日

各　都道府県知事　殿

内 閣 総 理 大 臣

子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、平成２８年４月１日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別紙

子ども・子育て支援交付金交付要綱

（通則）

第１条　子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この交付金は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６１条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第５９条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第３条　この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

（１）利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（平成２７年５月２１日府子本第８３号、２７文科初第２７０号、雇児発０５２１第１号）の別紙に定める利用者支援事業

（２）延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（平成２７年７月１７日雇児発０７１７第１０号）の別紙に定める延長保育事業

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（平成２７年７月１７日府子本第８１号、２７文科初第２４０号、雇児発０７１７第５号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

（４）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成２７年７月１７日府子本第８８号、２７文科初第２３９号、雇児発０７１７第６号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（５）放課後児童健全育成事業
「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成２７年５月２１日雇児発０５２１第８号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業
（６）子育て短期支援事業
「子育て短期支援事業の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第１４号）の別紙に定める子育て短期支援事業
（７）乳児家庭全戸訪問事業
「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第３２号）の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業
（８）養育支援訪問事業
「養育支援訪問事業の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第３３号）の別紙に定める養育支援訪問事業
（９）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第３４号）の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
（10）地域子育て支援拠点事業
「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第１８号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業
（11）一時預かり事業
「一時預かり事業の実施について」（平成２７年７月１７日２７文科初第２３８号、雇児発０７１７第１１号）の別紙に定める一時預かり事業
（12）病児保育事業
「病児保育事業の実施について」（平成２７年７月１７日雇児発０７１７第１２号）の別紙に定める病児保育事業
（13）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第１７号）の別紙に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（交付額の算定方法）
第４条　この交付金の交付額は、別紙の第２欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
（１）第２欄の各区分ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
（２）第２欄の各区分ごとに、（１）により選定された額に第５欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（交付の条件）

第５条　この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

（１）交付対象事業に要する経費については、別紙様式２の別表１及び別紙様式４における「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

（２）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（３）事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（４）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（５）内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。

（６）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（７）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式８により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（８）この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式１による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

　ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第１４条第１項第２号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（９）市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して（１）から（８）までに掲げる条件を付さなければならない。

　この場合において、（２）、（３）、（４）、（５）、（７）及び（８）中「内閣総理大

臣」とあるのは「市町村長」と、（５）及び（７）中「国庫」とあるのは「市町村」と、（４）及び（８）中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

（申請手続）

第６条　この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

（１）市町村長は、別紙様式２による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

（２）都道府県知事は、市町村から（１）の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式３と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

（変更交付申請）

第７条　この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

（交付決定）

第８条　国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として２か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

２　都道府県知事は内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式４により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。

３　市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から１５日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（交付金の概算払）

第９条　内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

第１０条　この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

（１）市町村長は、毎年４月１０日（第５条の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１か月を経過した日）までに別紙様式５による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

（２）都道府県知事は、市町村から（１）の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式６と併せて毎年４月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

（額の確定）

第１１条　都道府県知事は内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式７により、速やかに確定の通知を行うこと。

（交付金の返還）

第１２条　内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

第１３条　特別の事情により、第４条、第６条、第７条及び第１０条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別　紙

１事業	２区分	３基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	１　運営費 （１）基本型 ア　基本分　１か所当たり年額　7,604,000円 イ　加算分 ①夜間加算　１か所当たり年額　1,408,000円 ②休日加算　１か所当たり年額　758,000円 ③出張相談支援加算 １か所当たり年額　1,082,000円 ④機能強化のための取組加算 １か所当たり年額　1,877,000円 ⑤多言語対応加算　１か所当たり年額　805,000円 ⑥特別支援対応加算 １か所当たり年額　751,000円 ⑦多機能型加算　１か所当たり年額　3,231,000円 ⑧一体的相談支援機関連携等加算　１か所当たり年額 300,000円 （２）特定型 ア　基本分　１か所当たり年額　3,078,000円 イ　加算分 ①夜間加算　１か所当たり年額　1,408,000円 ②休日加算　１か所当たり年額　758,000円 ③出張相談支援加算 １か所当たり年額　1,082,000円 ④機能強化のための取組加算 １か所当たり年額　1,877,000円 ⑤多言語対応加算　１か所当たり年額　805,000円 ⑥特別支援対応加算 １か所当たり年額　751,000円 （３）母子保健型 ア　基本分 ①保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合	利用者支援事業の実施に必要な経費	国 2/3 （都道府県 1/6） （市町村 1/6）

		1か所当たり　14,209,000円 ②保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり　6,965,000円 ③保健師等専門職員を専任、困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり　11,742,000円 ④保健師等専門職員を兼任、困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり　9,432,000円 ⑤保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり　9,274,000円 ⑥保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1か所当たり　4,497,000円 ※　平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、①から⑥の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。 ・保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり　14,988,000円 ・保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村当たり　21,382,000円 ※　従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。 イ　加算分 ①多言語対応加算　1か所当たり年額　805,000円 ②特別支援対応加算　1か所当たり年額　751,000円 2　開設準備経費（改修費等） （1）基本型及び特定型　1か所当たり　4,000,000円 （2）母子保健型　1か所当たり　4,000,000円 ※　(1)(2)とも令和4年度に支払われたものに限る。		
延長保	延長保	1　一般型	延長保育	

育事業　育事業

（１）保育短時間認定（在籍児童１人当たり年額）

ア　保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）

延長時間区分	
1時間	18,800円
2時間	37,600円
3時間	56,400円

イ　小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	13,100円	16,600円
2時間	26,200円	33,200円
3時間	39,300円	49,800円

ウ　事業所内保育事業（定員19人以下）

延長時間区分	
1時間	12,100円
2時間	24,200円
3時間	36,300円

エ　家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	83,200円
2時間	166,400円
3時間	249,600円

（２）保育標準時間認定（１事業当たり年額）

ア　保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,667,000円
2～3時間	2,640,000円
4～5時間	5,510,000円
6時間以上	6,485,000円

イ　小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自園	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,338,000円	1,338,000円	1,338,000円

事業の実施に必要な経費

国 1/3

（都道府県 1/3）

（市町村 1/3）

調理等	2～3時間	1,662,000円	1,662,000円	1,662,000円
	4～5時間	4,246,000円	4,246,000円	4,226,000円
	6時間以上	4,934,000円	4,934,000円	4,914,000円
その他	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,291,000円	1,291,000円	1,291,000円
	2～3時間	1,507,000円	1,507,000円	1,507,000円
	4～5時間	3,445,000円	3,445,000円	3,425,000円
	6時間以上	3,846,000円	3,846,000円	3,826,000円

※　「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ　事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,533,000円	1,231,000円	1,231,000円
	2～3時間	2,428,000円	1,529,000円	1,529,000円
	4～5時間	5,069,000円	3,906,000円	3,906,000円
	6時間以上	5,966,000円	4,539,000円	4,539,000円
その他	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,320,000円	1,188,000円	1,188,000円
	2～3時間	1,716,000円	1,386,000円	1,386,000円
	4～5時間	3,763,000円	3,169,000円	3,169,000円
	6時間以上	4,396,000円	3,538,000円	3,538,000円

エ　家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自園調理等	30分	200,000円	150,000円
	1時間	589,000円	302,000円
	2～3時間	1,057,000円	554,000円
	4～5時間	2,647,000円	1,801,000円
	6時間以上	4,252,000円	3,062,000円
その他	30分	200,000円	150,000円
	1時間	574,000円	287,000円
	2～3時間	1,005,000円	502,000円
	4～5時間	1,950,000円	1,104,000円

6時間以上	3,268,000円	2,078,000円

オ　夜間保育所において夜10時以降に行う場合

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,895,000円
2～3時間	2,868,000円
4～5時間	5,624,000円
6時間以上	6,485,000円

２　訪問型

（１）保育短時間認定（児童１人当たり年額）

ア　居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	249,700円
2時間	499,400円
3時間	749,100円

イ　その他（保育所等の施設で利用児童が１名となった場合）

延長時間区分	
1時間	249,700円
2時間	430,000円
3時間	430,000円

（２）保育標準時間認定（１事業当たり年額）

ア　居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	287,000円
2～3時間	502,000円
4～5時間	846,000円
6時間以上	1,190,000円

イその他

（保育所等の施設で利用児童が１名となった場合）

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	287,000円
2時間以上	430,000円

※　１及び２ともに事業期間が６か月未満の施設にあっては、

<table>
<tr><td></td><td></td><td>該当する１人（１事業）当たり年額に２分の１を乗じて得た額を基準額とする。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>実費徴収に係る補足給付を行う事業</td><td>実費徴収に係る補足給付を行う事業</td><td>１　教材費・行事費等（給食費以外）
生活保護世帯等に属する児童　　１人当たり月額2,500円

２　給食費（副食材料費）
低所得世帯・多子世帯等に属する児童１人当たり月額4,500円</td><td>実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費</td><td></td></tr>
<tr><td>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</td><td>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</td><td>１　新規参入施設等への巡回支援
１施設当たり年額　400,000円

２　認定こども園特別支援教育・保育経費
対象障害児１人当たり月額　65,300円

３　地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援
対象幼児１人当たり月額　20,000円
※　ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前過去３カ年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料
４　多子世帯保育料負担軽減支援
（１）一般型
利用者負担額の算定に際し、小学校就学前子ども以外の者及び負担額算定基準子どものうち第２子を２分の１を乗じて得た額、第３子以降を零としていた場合
ア　対象児童（イを除く。）１人当たり月額
（ア）教育標準時間認定
<table><tr><th>所得階層区分</th><th>対象年度</th><th>基準額</th></tr><tr><td>市町村民税非課税世帯
（所得割非課税世帯含む）</td><td>平成28年度
～令和元年度上半期</td><td>1,500円</td></tr><tr><td rowspan="3">市町村民税所得割課税額
77,101円未満</td><td>平成28年度</td><td>8,050円</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>7,050円</td></tr><tr><td>平成30年度
～令和元年度上半期</td><td>5,050円</td></tr></table>
（イ）保育短時間認定（満３歳以上）</td><td>多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費</td><td>国
1/3
（都道府県
1/3）
（市町村
1/3）

4のみ
国
1/2
（都道府県
1/4）
（市町村
1/4）</td></tr>
</table>

（子ども・子育て支援法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの）

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	平成28年度 ～令和元年度上半期	3,000円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	8,150円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	13,300円

（ウ）保育短時間認定（満３歳未満）

（子ども・子育て支援法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの）

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	平成28年度 ～令和３年度上半期	4,500円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和３年度上半期	9,650円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和３年度上半期	14,800円

（エ）保育標準時間認定（満３歳以上）

（子ども・子育て支援法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（短時間認定保護者に係るものを除く。））

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	平成28年度 ～令和元年度上半期	3,000円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	8,250円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	13,500円

（オ）保育標準時間認定（満３歳未満）

（子ども・子育て支援法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（短時間認定保護者に係るものを除く。））

所得階層区分	対象年度	基準額

市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	平成28年度 ～令和３年度上半期	4,500円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和３年度上半期	9,750円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和３年度上半期	15,000円

※　対象児童より年長の負担額算定基準子ども以外の特定被監護者等（小学校就学前子どもであるものに限る。）が２人以上いる場合は、負担額算定基準子ども以外の特定被監護者等（小学校就学前子どもであるものに限る。）を除き特定被監護者等のうちの最年長者となる小学校就学前子どもについて、１人当たり月額に２を乗じて得た額を基準額とする。

イ　対象児童（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。）
１人当たり月額

（ア）教育標準時間認定

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	7,550円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	3,000円

（イ）保育短時間認定（満３歳以上）
（子ども・子育て支援法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの）

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	7,650円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	6,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	13,300円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	6,000円

（ウ）保育短時間認定（満３歳未満）
（子ども・子育て支援法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの）

所得階層区分	対象年度	基準額

市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	9,150円
	平成29年度 ～令和３年度上半期	9,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	14,800円
	平成29年度 ～令和３年度上半期	9,000円

（エ）保育標準時間認定（満３歳以上）
（子ども・子育て支援法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（短時間認定保護者に係るものを除く。））

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	7,750円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	9,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	13,500円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	9,000円

（オ）保育標準時間認定（満３歳未満）
（子ども・子育て支援法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（短時間認定保護者に係るものを除く。））

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	9,250円
	平成29年度 ～令和３年度上半期	9,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	15,000円
	平成29年度 ～令和３年度上半期	9,000円

（２）特例型
利用者負担額の算定に際し、特定被監護者等のうち第２子を半額、第３子以降を零としていた場合
内閣総理大臣が認めた額

放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特	１　放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」	局長通知別添１の放課後児童健全育	国 1/3 （都道

	定分）	という。）を配置した場合 ※　条例等に、放課後児童支援員等１名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等１名配置や補助員のみの配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等１名配置や補助員のみの配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特定分）１②、③又は④に基づいた基準額を適用する。 （１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア　基本額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,554,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×29,000円 (ｲ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,676,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×26,000円 (ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位　4,676,000円 (ｴ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,676,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×67,000円 (ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円 イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×19,000円 （1日8時間以上開所する場合） ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×19,000円 エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均	成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）	府県 1/3 市町村 1/3

時間数×407,000円

(ｲ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 183,000円

（２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）
ア　基本額（１支援の単位当たり年額）
(ｱ)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,071,000円
(ｲ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位　1,726,000円

イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×19,000円

ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」
の年間平均時間数　×　407,000円

②設備運営基準に基づく放課後児童支援員１名のみ配置した場合
※　児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、放課後児童支援員を１名配置とする場合は、本基準額を適用する。
※　通常、放課後児童支援員１名配置であり、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に限り、補助員１名配置とする場合は、本基準額を適用する。
（１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所
ア　基本額（１支援の単位当たり年額）
(ｱ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位
2,554,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)
×29,000円
(ｲ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位
3,942,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)
×26,000円
(ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位　3,942,000円

(ｴ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位
3,942,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)
×56,000円
(ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位

2,464,000円

イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額）
（年間開所日数－250日）×15,000円
（1日8時間以上開所する場合）

ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×15,000円

エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）
(ｱ)平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×271,000円

(ｲ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 122,000円

（２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）
ア　基本額（１支援の単位当たり年額）
(ｱ)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,441,000円
(ｲ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位　1,726,000円

イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×15,000円

ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数　×　271,000円

③設備運営基準に基づく補助員のみを原則２名以上配置した場合
※　条例等に、放課後児童支援員等１名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等１名配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等１名配置とす

る場合は、放課後児童健全育成事業（特定分）１②又は④に基づいた基準額を適用する。

（１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所

ア　基本額（１支援の単位当たり年額）

(ｱ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位

1,785,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×28,000円

(ｲ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位

4,123,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×26,000円

(ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位　4,123,000円

(ｴ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位

4,123,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×59,000円

(ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位

2,565,000円

イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額）

（年間開所日数－250日）×18,000円

（1日8時間以上開所する場合）

ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

（上記要件に該当する開所日数）×18,000円

エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）

(ｱ)平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）

「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×330,000円

(ｲ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 149,000円

（２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）

ア　基本額（１支援の単位当たり年額）

(ｱ)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,528,000円

(ｲ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位　1,042,000円

イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×18,000円

ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数　×　330,000円

④設備運営基準に基づく補助員を１名のみ配置した場合
※　児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、補助員を１名配置とする場合は、本基準額を適用する。
（１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所
ア　基本額（１支援の単位当たり年額）
(ｱ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位
1,785,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×28,000円
(ｲ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位
3,300,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×25,000円
(ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位　3,300,000円

(ｴ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位
3,300,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×47,000円
(ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位
2,056,000円

イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額）
（年間開所日数－250日）×14,000円
（1日8時間以上開所する場合）

ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×14,000円

エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）
(ｱ)平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×178,000円

		(ｲ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 80,000円 （２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア　基本額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 1,824,000円 (ｲ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位　1,042,000円 イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×14,000円 ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数　×　178,000円 ※　構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。 ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。 ※　放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第３項各号のいずれかに該当する者であって、令和５年３月31日までに同条同項に規定する研修を修了する予定者を含む。			
		２　放課後子ども環境整備事業（１事業所当たり年額） （１）放課後児童クラブ設置促進事業 ア　「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成２７年５月２１日雇児発０５２１第８号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添２の３（１）③に定める事業を実施する場合 13,000,000円 イ　開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費		

		目において同じ。)を含まない場合（アを除く） 12,000,000円 ウ　開所準備経費を含む場合（アを除く）　12,600,000円 （２）放課後児童クラブ環境改善事業 ア　局長通知別添２の３（２）③及び④に定める事業を実施する場合 (ｱ)小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合　2,000,000円 (ｲ)幼稚園、認定こども園等を活用する場合　5,000,000円 イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く）　1,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）　1,600,000円 （３）放課後児童クラブ障害児受入促進事業　1,000,000円 （４）倉庫設備整備事業　3,000,000円 ※　開所準備経費については令和４年度に支払われたものに限る。	
		３　放課後児童クラブ支援事業（１支援の単位当たり年額） （１）障害児受入推進事業　1,956,000円 （２）放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助　3,066,000円 イ 移転関連費用補助　2,500,000円 ウ 土地借料補助　6,100,000円 （３）放課後児童クラブ送迎支援事業　507,000円 ※　（２）のイ及びウを除き事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費

	放課後児童健全育成事業(一般分)	1　放課後児童支援員等処遇改善等事業（１支援の単位当たり年額） （１）家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置　1,678,000円 （２）（１）の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置　3,158,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費(給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金)	
		2　障害児受入強化推進事業（１支援の単位当たり年額） （１）障害児を３人以上受け入れる場合 ア 障害児を３人以上５人以下受け入れる場合　1,956,000円 イ 障害児を６人以上８人以下受け入れる場合 (ｱ)職員を１人配置　1,956,000円 (ｲ)職員を２人以上配置　3,912,000円 ウ 障害児を９人以上受け入れる場合 (ｱ)職員を１人配置　1,956,000円 (ｲ)職員を２人配置　3,912,000円 (ｳ)職員を３人以上配置　5,868,000円 （２）医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置　4,061,000円 イ 看護職員等が送迎支援等を実施　1,353,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費	

		3　小規模放課後児童クラブ支援事業 １支援の単位当たり年額　608,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
		4　放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 １事業所当たり年額　1,295,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これ を１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごと に算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円 未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費
		5　放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 １支援の単位当たり年額　1,444,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費
		6　放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる費用を補助 １事業所当たり年額　300,000円	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必

			要な経費
放課後児童健全育成事業(その他分)	1　放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 １支援の単位当たり年額（１）～（３）の合計額 （１）放課後児童支援員を配置 対象職員１人当たり　131,000円 （２）概ね経験年数５年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員１人当たり　263,000円 （３）（２）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員１人当たり　394,000円 ※　１支援の単位あたりの基準額は、919,000円を上限とする。 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）
	2　放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、１ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の１ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。令和４年10月１日以降において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。 ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。 なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の実施に必要な経費

子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1　運営費 （1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア　2歳未満児、慢性疾患児　　年間延べ日数 × 8,650円 イ　2歳以上児　　年間延べ日数 × 4,740円 ウ　緊急一時保護の母親　　年間延べ日数 × 1,200円 エ　居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 ※　ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（1）に加算する額 ア　2歳未満児、慢性疾患児　　年間延べ日数 × 4,200円 イ　2歳以上児　　年間延べ日数 × 2,100円 ウ　緊急一時保護の母親　　年間延べ日数 × 600円 （2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ア　夜間養護事業 (ｱ) 基本分　　年間延べ日数 × 900円 (ｲ) 宿泊分　　年間延べ日数 × 900円 イ　休日預かり事業　　年間延べ日数 × 2,010円 ウ　居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 ※　ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（2）に加算する額 ア　夜間養護事業 (ｱ) 基本分　　年間延べ日数 × 400円 (ｲ) 宿泊分　　年間延べ日数 × 400円 イ　休日預かり事業　　年間延べ日数 × 1,000円 2　開設準備経費（改修費等）　　4,000,000円 ※　令和4年度に支払われたものに限る。 ※　実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。	子育て短期支援事業の実施経費	

乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	1　支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村 （１）ケース対応会議の開催 （２）養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村 ・育児・家事援助 ・専門的相談支援 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数　×　8,000円 2　１以外の市町村 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数　×　6,000円	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	1　育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円 2　専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円 3　分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円 4　育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費 １市町村当たり　564,000円	養育支援訪問事業の実施に必要な経費
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1　調整機関職員の専門性強化を図るための取組 （１）児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 受講人数 × 80,000円 （２）更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円 2　地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 １市町村当たり　3,000,000円 3　地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 １市町村当たり　660,000円 4　地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 （１）子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の３（４）①の取組のみを実施している場合 １市町村当たり　720,000円	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費

		（２）子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の３（４）①及び②の取組を実施している場合 １市町村当たり　2,520,000円 ５　地域住民への周知を図る取組　１市町村当たり　640,000円		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	１　運営費（１か所当たり年額） （１）一般型 ア　基本分 (ｱ)3～4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合　5,700,000円 ・職員を合計2名配置する場合　4,199,000円 (ｲ)5日型 ・常勤職員を配置する場合　8,398,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合　5,149,000円 (ｳ)6～7日型 ・常勤職員を配置する場合　8,973,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合　6,100,000円 ※　（ｲ）及び（ｳ）について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」１（５）③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。 イ　加算分 (ｱ)子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型　1,555,000円 5日型　3,306,000円 6～7日型　2,931,000円 (ｲ)地域支援　1,518,000円 (ｳ)特別支援対応加算　1,062,000円 (ｴ)研修代替職員配置加算　１人当たり年額　22,000円 (ｵ)育児参加促進講習休日実施加算　400,000円 （２）出張ひろば　1,547,000円	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費	

（３）小規模型指定施設

ア　基本分　3,046,000円

イ　加算分　1,523,000円

（４）連携型

ア　基本分

3～4日型　1,983,000円

5～7日型　3,008,000円

イ　加算分

(ｱ)地域の子育て力を高める取組　486,000円

(ｲ)特別支援対応加算　1,062,000円

(ｳ)研修代替職員配置加算　１人当たり年額　22,000円

(ｴ)育児参加促進講習休日実施加算　400,000円

※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。

２　開設準備経費（１か所当たり年額）

（１）改修費等　１か所当たり 4,000,000円

（２）礼金及び賃借料（開設前月分）１か所当たり　600,000円

※　(1)(2)とも令和４年度に支払われたものに限る。

一時預かり事業

一時預かり事業（一般分）

１　運営費

（１）一般型

ア　一般型対象児童（イ～エを除く）（１か所当たり年額）

(ｱ)　基本分

①　保育従事者がすべて保育士又は１日当たり平均利用児童数概ね３人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,679,000円
300人以上900人未満	3,024,000円
900人以上1,500人未満	3,240,000円
1,500人以上2,100人未満	4,680,000円
2,100人以上2,700人未満	6,120,000円

一時預かり事業の実施に必要な費用

2,700人以上3,300人未満	7,560,000円
3,300人以上3,900人未満	9,000,000円
3,900人以上4,500人未満	10,440,000円
4,500人以上5,100人未満	11,880,000円
5,100人以上5,700人未満	13,320,000円
5,700人以上6,300人未満	14,760,000円
6,300人以上6,900人未満	16,200,000円
6,900人以上7,500人未満	17,640,000円
7,500人以上8,100人未満	19,080,000円
8,100人以上8,700人未満	20,520,000円
8,700人以上9,300人未満	21,960,000円
9,300人以上9,900人未満	23,400,000円
9,900人以上10,500人未満	24,840,000円
10,500人以上11,100人未満	26,280,000円
11,100人以上11,700人未満	27,720,000円
11,700人以上12,300人未満	29,160,000円
12,300人以上12,900人未満	30,600,000円
12,900人以上13,500人未満	32,040,000円
13,500人以上14,100人未満	33,480,000円
14,100人以上14,700人未満	34,920,000円
14,700人以上15,300人未満	36,360,000円
15,300人以上15,900人未満	37,800,000円
15,900人以上16,500人未満	39,240,000円
16,500人以上17,100人未満	40,680,000円
17,100人以上17,700人未満	42,120,000円
17,700人以上18,300人未満	43,560,000円
18,300人以上18,900人未満	45,000,000円
18,900人以上19,500人未満	46,440,000円
19,500人以上20,100人未満	47,880,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,679,000円
300人以上900人未満	2,907,000円
900人以上1,500人未満	3,119,000円
1,500人以上2,100人未満	4,505,000円
2,100人以上2,700人未満	5,891,000円
2,700人以上3,300人未満	7,277,000円
3,300人以上3,900人未満	8,663,000円

3,900人以上4,500人未満	10,049,000円
4,500人以上5,100人未満	11,435,000円
5,100人以上5,700人未満	12,821,000円
5,700人以上6,300人未満	14,207,000円
6,300人以上6,900人未満	15,593,000円
6,900人以上7,500人未満	16,979,000円
7,500人以上8,100人未満	18,365,000円
8,100人以上8,700人未満	19,751,000円
8,700人以上9,300人未満	21,137,000円
9,300人以上9,900人未満	22,523,000円
9,900人以上10,500人未満	23,909,000円
10,500人以上11,100人未満	25,295,000円
11,100人以上11,700人未満	26,681,000円
11,700人以上12,300人未満	28,067,000円
12,300人以上12,900人未満	29,453,000円
12,900人以上13,500人未満	30,839,000円
13,500人以上14,100人未満	32,225,000円
14,100人以上14,700人未満	33,611,000円
14,700人以上15,300人未満	34,997,000円
15,300人以上15,900人未満	36,383,000円
15,900人以上16,500人未満	37,769,000円
16,500人以上17,100人未満	39,155,000円
17,100人以上17,700人未満	40,541,000円
17,700人以上18,300人未満	41,927,000円
18,300人以上18,900人未満	43,313,000円
18,900人以上19,500人未満	44,699,000円
19,500人以上20,100人未満	46,085,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

(ｲ)　基幹型施設加算　1,150,000円

イ　特別利用保育等対象児童（児童１人当たり日額）
（子ども・子育て支援法第２８条第１項第２号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第３０条第１項第２号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

(ｱ)　平日分　400円
(ｲ)　長期休業日（８時間未満）　400円
(ｳ)　長期休業日（８時間以上）　800円
(ｴ)　休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）

800円

(ｵ)　長時間加算

((ｱ)(ｲ)については４時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が８時間)、(ｳ)(ｴ)については８時間を超えた利用)

・超えた利用時間が２時間未満　100円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　200円

・超えた利用時間が３時間以上　300円

ウ　緊急一時預かり対象児童（児童１人当たり日額）

4,400円

エ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算

（児童１人当たり日額）　3,600円

（２）幼稚園型Ⅰ

ア　在籍園児分（ウを除く）（児童１人当たり日額）

(ｱ)　基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)

Ⅰ　年間延べ利用児童数2,000人超の施設

①　平日　400円

②　長期休業日（８時間未満）　400円

③　長期休業日（８時間以上）　800円

Ⅱ　年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

①　平日

（1,600,000円　÷　年間延べ利用児童数）－　400円

（10円未満切り捨て）

②　長期休業日（８時間未満）　400円

③　長期休業日（８時間以上）　800円

(ｲ)　休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)

800円

(ｳ)　長時間加算

Ⅰ　(ｱ)Ⅰ①及び(ｱ)Ⅱ①については４時間（又は教育時間との合計が８時間)、(ｱ)Ⅰ③、(ｱ)Ⅱ③及び(ｲ)については８時間を超えた利用の場合

・超えた利用時間が２時間未満　150円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　300円

・超えた利用時間が３時間以上　450円

Ⅱ　(ｱ)Ⅰ②及び(ｱ)Ⅱ②については４時間を超えた利用の場合

・超えた利用時間が２時間未満　100円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　200円

・超えた利用時間が３時間以上　300円

(ｴ)　保育体制充実加算

Ⅰ　次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設　１か所当たり年額　2,892,400円

Ⅱ　次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設　１か所当たり年額　1,446,200円

①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。

②平日及び長期休業中の双方において、原則９時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上の預かりを実施していること。

③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。

④児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第２号ロ（附則第56条第１項において読替え）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこと。

⑤教育・保育従事者の概ね２分の１以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこと。

(ｵ)就労支援型施設加算（事務経費）

１か所当たり年額　1,383,200円

※１　※２③の配置月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が６月に満たない場合には、１か所当たり年額を691,600円とする

※２　次の要件を満たす施設に適用する。

①平日及び長期休業中の双方において、８時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること

②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されてい

る連携施設となっていること
③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

イ　在籍園児以外の児童分（ウ及び（３）を除く）（児童１人当たり日額）
(ｱ)　基本分　800円
(ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用）
・超えた利用時間が２時間未満　150円
・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　300円
・超えた利用時間が３時間以上　450円

ウ 特別な支援を要する児童分（児童１人当たり日額）
4,000円
※　以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。
(ｱ)　教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

(ｲ)　特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童

※　幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（１施設当たり年額）は、10,223,000円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(ｱ)Ⅰ③、ア(ｱ)Ⅱ③、ア(ｳ)、ア(ｴ)、ア(ｵ)、イ(ｲ)及びウに係る基準額）を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない)。

（３）幼稚園型Ⅱ（児童１人当たり日額）
ア　２歳児
Ⅰ　一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設
(ｱ)　基本分　2,650円

(ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用）

・超えた利用時間が２時間未満　330円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　660円

・超えた利用時間が３時間以上　990円

Ⅱ　一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設

(ｱ)　基本分　2,250円

(ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用）

・超えた利用時間が２時間未満　280円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　560円

・超えた利用時間が３時間以上　840円

イ　１歳児

(ｱ)　基本分　2,250円

(ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用）

・超えた利用時間が２時間未満　280円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　560円

・超えた利用時間が３時間以上　840円

ウ　０歳児

(ｱ)　基本分　4,500円

(ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用）

・超えた利用時間が２時間未満　560円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　1,120円

・超えた利用時間が３時間以上　1,680円

（４）余裕活用型（児童１人当たり日額）

ア　基本分　2,400円

イ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童１人当たり日額）　3,600円

（５）居宅訪問型（児童１人当たり日額）

ア　イの緊急一時預かり対象児童以外の児童

利用時間４時間以上　9,000円

利用時間４時間未満　4,500円

イ　緊急一時預かり対象児童

利用時間４時間以上　12,100円

利用時間４時間未満　6,050円

ウ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算

		（児童１人当たり日額）　3,600円 （６）新型コロナウイルス感染症特例型 ア　利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に、当該施設に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第３項第１号、同法第29条第３項第１号又は同法第30条第２項第３号、第４号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額（児童１人当たり月額） ※　月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。 イ　アの場合以外の児童の場合（児童１人当たり日額） 4,620円 ウ　地域子育て支援拠点その他の場所（公民館、児童館等）において、新型コロナウイルス感染症特例型のみを実施する場合（１箇所当たり月額） 447,000円加算 ※　イの基準額に加算する。 ※　新型コロナウイルス感染症特例型を月途中から開始（又は終了）した場合は、開始（又は終了）月は１月とカウントして基準額を算出すること。 ２　開設準備経費（１か所当たり年額） （１）改修費等　4,000,000円 （２）礼金及び賃借料（開設前月分）　600,000円 ※　(1)(2)とも令和４年度に支払われたものに限る。 ※　(1)は新型コロナウイルス感染症特例型を除く。 ※　(2)は一般型に限る。	
	一時預かり事業（その他分）	１　運営費の事務経費加算（一般型に限る）　2,670,000円	一時預かり事業の実施に必要な費用
病児保育事業	病児保育事業（特定	１　病児対応型 （１）基本分　１か所当たり年額　7,031,000円 うち改善分　2,538,000円	病児保育事業の実施に必要

分、一般分・事業費）

※　ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

（２）加算分

ア　年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 （１か所当たり年額）
50人以上100人未満	1,000,000円
100人以上150人未満	1,500,000円
150人以上200人未満	2,000,000円
200人以上300人未満	3,000,000円
300人以上400人未満	4,000,000円
400人以上500人未満	5,000,000円
500人以上600人未満	6,000,000円
600人以上700人未満	7,000,000円
700人以上800人未満	8,000,000円
800人以上900人未満	9,000,000円
900人以上1,000人未満	10,000,000円
1,000人以上1,100人未満	11,000,000円
1,100人以上1,200人未満	12,000,000円
1,200人以上1,300人未満	13,000,000円
1,300人以上1,400人未満	14,000,000円
1,400人以上1,500人未満	15,000,000円
1,500人以上1,600人未満	16,000,000円
1,600人以上1,700人未満	17,000,000円
1,700人以上1,800人未満	18,000,000円
1,800人以上1,900人未満	19,000,000円
1,900人以上2,000人未満	20,000,000円
2,000人以上2,200人未満	20,900,000円
2,200人以上2,400人未満	22,800,000円
2,400人以上2,600人未満	24,700,000円
2,600人以上2,800人未満	26,600,000円
2,800人以上3,000人未満	28,500,000円
3,000人以上3,200人未満	30,400,000円
3,200人以上3,400人未満	32,300,000円
3,400人以上3,600人未満	34,200,000円
3,600人以上3,800人未満	36,100,000円
3,800人以上4,000人未満	38,000,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

な経費

イ　送迎対応を行う看護師等雇上費
　　１か所当たり年額　　5,400,000円
ウ　送迎経費　　１か所当たり年額　　3,634,000円
エ　研修参加費用　　職員１人当たり年額　　10,000円

（３）普及定着促進費（開設準備経費）
ア　改修費等　　１か所当たり　　4,000,000円
イ　礼金及び賃借料（開設前月分）１か所当たり　600,000円
※　ア及びイと令和４年度に支払われたものに限る。

２　病後児対応型
（１）基本分　　１か所当たり年額　　5,182,000円
　　うち改善分　　2,225,000円
※　ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

（２）加算分
ア　年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 （１か所当たり年額）
50人以上100人未満	1,300,000円
100人以上150人未満	1,410,000円
150人以上200人未満	1,880,000円
200人以上300人未満	2,820,000円
300人以上400人未満	3,760,000円
400人以上500人未満	4,700,000円
500人以上600人未満	5,640,000円
600人以上700人未満	6,580,000円
700人以上800人未満	7,520,000円
800人以上900人未満	8,460,000円
900人以上1,000人未満	9,400,000円
1,000人以上1,100人未満	10,340,000円
1,100人以上1,200人未満	11,280,000円
1,200人以上1,300人未満	12,220,000円
1,300人以上1,400人未満	13,160,000円
1,400人以上1,500人未満	14,100,000円
1,500人以上1,600人未満	15,040,000円
1,600人以上1,700人未満	15,980,000円

1,700人以上1,800人未満	16,920,000円
1,800人以上1,900人未満	17,860,000円
1,900人以上2,000人未満	18,800,000円
2,000人以上2,200人未満	19,646,000円
2,200人以上2,400人未満	21,432,000円
2,400人以上2,600人未満	23,218,000円
2,600人以上2,800人未満	25,004,000円
2,800人以上3,000人未満	26,790,000円
3,000人以上3,200人未満	28,576,000円
3,200人以上3,400人未満	30,362,000円
3,400人以上3,600人未満	32,148,000円
3,600人以上3,800人未満	33,934,000円
3,800人以上4,000人未満	35,720,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ　送迎対応を行う看護師等雇上費
　　１か所当たり年額　　5,400,000円
ウ　送迎経費　　１か所当たり年額　　3,634,000円
エ　研修参加費用　　職員１人当たり年額　　10,000円

（３）普及定着促進費（開設準備経費）
ア　改修費等　　１か所当たり　　4,000,000円
イ　礼金及び賃借料（開設前月分）１か所当たり　600,000円
※　ア及びイとも令和４年度に支払われたものに限る。

３　体調不良児対応型
（１）基本分　　１か所当たり年額　　4,492,000円
　　（ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、2,246,000円）
※　平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合

（２）加算分
ア　送迎対応を行う看護師等雇上費
　　１か所当たり年額　　5,400,000円
イ　送迎経費　　１か所当たり年額　　3,634,000円
ウ　研修参加費用　　職員１人当たり年額　　10,000円

（３）改善分　　１か所当たり年額　　4,492,000円

<table>
<tr><td></td><td></td><td>（ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、
2,246,000円）
※　平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合

４　非施設型（訪問型）（１か所当たり年額）　7,280,000円
（ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、
3,640,000円）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>病児保育（特定分・低所得者減免加算）</td><td>１　低所得者減免分加算（病児対応型）
（１）生活保護法による被保護者世帯
5,000円　×　年間延利用人員
（２）市区町村民税非課税世帯
2,500円　×　年間延利用人員

※　市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。

２　低所得者減免分加算（病後児対応型）
（１）生活保護法による被保護者世帯
5,000円　×　年間延利用人員
（２）市区町村民税非課税世帯
2,500円　×　年間延利用人員

※　市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</td><td>病児保育事業の実施に必要な経費</td></tr>
<tr><td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・</td><td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・</td><td>１ 運営費（１市町村当たり年額）
（１）基本事業
ア　基本分
<table><tr><th>会員数</th><th>基準額</th></tr><tr><td>20人～　49人</td><td>1,000,000円</td></tr><tr><td>50人～　99人</td><td>1,800,000円</td></tr></table></td><td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセ</td></tr>
</table>

ト・セ事業）

ト・セ事業）

100人～　299人	2,000,000円
300人～　599人	2,800,000円
600人～　999人	4,000,000円
1,000人～1,499人	8,100,000円
1,500人～1,999人	12,100,000円
2,000人～2,999人	16,200,000円
3,000人～3,999人	20,200,000円
4,000人～4,999人	22,200,000円
5,000人～5,999人	24,300,000円
6,000人～6,999人	26,300,000円
7,000人～7,999人	28,300,000円
8,000人～8,999人	30,300,000円
9,000人以上	32,400,000円

イ　加算分

（ア）支部の設置か所数に応じた加算

・10か所以上　10,100,000円

・10か所未満　支部数×1,000,000円

（イ）24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算　360,000円

（ウ）土日実施加算　1,800,000円

※　土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間30回以上実施する場合に適用。

①会員登録を行うための事業説明会

②アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ

（２）病児・緊急対応強化事業

ア　基本分

預かり等の利用件数	基準額
～59件	1,800,000円
60件～119件	2,400,000円
120件～199件	3,800,000円
200件～299件	5,700,000円
300件～399件	7,700,000円
400件～599件	10,500,000円

業）の実な経費

600件～699件	14,500,000円
700件～799件	16,500,000円
800件～899件	18,600,000円
900件～999件	20,600,000円
1,000件以上	22,600,000円

イ　加算分

(ｱ)近隣市町村会員受入　1,000,000円

(ｲ)初年度体制整備（事業開始年度に限る）　4,000,000円

（３）ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算　500,000円

（４）預かり手増加のための取組加算

預かりを行う会員数（前年度値）	増加数・割合	加算額
19人以下	2人以上	500,000円
20人　～　199人	1割以上	1,000,000円
200人以上	20人以上	1,500,000円

※援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。

また、当該年度から新たに事業を開始した市町村は対象外とし、翌年度以降に申請可とする。

（５）地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算　1,500,000円

２　開設準備経費（１市町村当たり年額）

（１）改修費等　4,000,000円

（２）礼金及び賃借料（開設前月分）　600,000円

※　(1)(2)とも令和４年度に支払われたものに限る。

利用者支援事業、延長保育事業、放課後

利用者支援事業、延長保育事業、放課後

１　放課後児童健全育成事業

（１）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業（１支援の単位当たり日額）　11,000円

※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から令和５年３月末までの間、

新型コロナウイルス感染症対策臨時休業

児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（特例措置分）	平日において午前中から開所するための経費を補助 （２）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業（１支援の単位当たり日額）　21,000円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から令和５年３月末までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助 （３）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業（１支援の単位当たり日額）　36,000円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から令和５年３月末までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助 ※　当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業（特定分）の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。 （４）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業（１支援の単位当たり日額）　26,000円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から令和５年３月末までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助 ※　当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業（特定分）の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。 （５）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業（１支援の単位当たり日額）　6,000円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から令和５年３月末までの間、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補	時特別開所支援事業等の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）		

助

（６）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業（１支援の単位当たり日額）　6,000円

※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から令和５年３月末までの間、平日において午前中から障害児を３人以上受け入れる場合に、（５）に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助

（７）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業（１支援の単位当たり日額）　12,000円

※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から令和５年３月末までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助

（８）新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業（１人当たり日額）　500円

※　令和４年４月１日から令和５年３月末までの間、市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市区町村が保護者へ返還した場合等の経費を補助

２　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算（１人当たり日額）　6,400円

※　令和４年４月１日から令和５年３月末までの間、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー･サポート･センター事業を利用する場合において、利用料相当額を子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助

※　１時間当たり利用料は800円を上限

３　利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問

事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）

（１）かかり増し経費・備品等購入費等

ア　利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）　300,000円

イ　延長保育事業　定員19人以下　150,000円
定員20人以上59人以下　200,000円
定員60人以上　250,000円

ウ　放課後児童健全育成事業　定員19人以下　300,000円
定員20人以上59人以下　400,000円
定員60人以上　500,000円

※　放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり

※　延長保育事業の「定員」は事業を実施する保育所等の定員

※　職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）及び、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限る。

※　感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCOAの活用等、感染拡大防止に努めること。

（２）感染症対策のための改修　1,000,000円

※　放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり

※　新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要

		となる改修や設備の整備等に限る。		
		４　利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）　500,000円 ※　放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり ※　連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なＩＣＴ機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。		